

熊谷市企業誘致セミナー運営業務委託

公募型プロポーザル競争実施要領

1 目的

本要領は、熊谷市企業誘致セミナー運営業務を実施するに当たり、当該業務等の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザル競争の必要な事項を定める。

2 業務等概要

(1) 名称

熊谷市企業誘致セミナー運営業務

(2) 目的

市内経済の活性化に向けオフィス需要喚起を図るため、企業誘致に向けた本市の特性等をPRするセミナーを速やかに開催すること。

(3) 内容

- ア セミナー開催会場の手配及び設営
- イ セミナー参加申込受付、当日受付、及び進行等
- ウ セミナー運営に必要な人員及び講師の手配
- エ セミナーに関するPR
- オ セミナー参加者や関係各所との連絡・調整
- カ セミナーに関する関係各所への支払い
- キ その他セミナー開催に必要なこと

(4) 委託期間等

スケジュールは契約後にあらためて協議することとする。

ア 委託期間

契約締結日から令和7年9月30日まで

イ セミナー開催時期、場所、回数

令和7年9月中に、東京都内で1回

3 予算額

業務等に要する費用の上限は2,450千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

4 実施形式 公募型

5 参加資格

プロポーザル競争に参加できる者は、2-(2)の目的達成に資するセミナーと同様の業務実績を有し、公告から契約候補者の選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 熊谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成18年規則第81号）又は熊谷市物品等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成18年規則第82号）に基づく資格者名簿に登載されていること。
- (2) 熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成17年訓令第62号）又は熊谷市物品の買入れ等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成19年訓令第50号）による措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代

表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

6 参加申込手続及び企画提案手続

プロポーザル競争に参加を希望する者は、提出期限までに次の書類を提出する。

(1) 提出書類

ア 参加申込書(様式1)

イ 業務実績調書(様式2)

(平成30年度以降、オフィス需要喚起に資する企業誘致セミナーと同様のセミナー開催実績を記載してください。

なお、平成30年度以降に当該開催実績が無い場合は、直近の実績を一つ記載してください。)

ウ 事業実施体制及び体制図(様式3)

エ 企画提案書(様式4)

オ 見積書

- (2) 提出期限 令和7年7月14日（月）
- (3) 提出方法 電子メールによるものとする。
- (4) 提出先

熊谷市産業振興部企業活動支援課

電子メール：kigyokatsudo [アットマーク]city.kumagaya.lg.jp

※[アットマーク]部分は「@」に置き換えてください。

7 質問及び回答

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問書（様式5）に質問事項を記載の上、電子メールにより提出する。件名は「プロポーザルに関する質問_熊谷市企業誘致セミナー運営業務」とし、電子メール送信後に企業活動支援課に電話し、電子メール到着を確認すること。

なお、電話又は口頭による質問は受け付けません。

(2) 質問期限

令和7年7月3日（木）午後5時まで

(3) 提出先

熊谷市企業活動支援課メールアドレス

kigyokatsudo[アットマーク]city.kumagaya.lg.jp

[アットマーク]部分は「@」に置き換えてください。

(4) 回答方法

質問及び回答については市ホームページに掲載する。

(5) 回答日

令和7年7月7日（月）

8 企画提案書及び見積書の作成方法

(1) 企画提案書

ア 仕様書の業務内容について、具体的な提案を行うこと。

イ 提案主旨やアピールポイントなどを簡潔に分かり易く記述す

ること。特に、2-(3)のアからオまでの事項について独創的なアイデアを記述すること。

(2) 見積書

できる限り詳細な内訳が分かるように積算を記載すること。

9 審査要領

(1) 一次審査

ア 審査方法

提出された参加申込書、業務実績、及び業務実施体制について、企業活動支援課において書類審査し、二次審査対象者とする。

イ 通知

書類審査で二次審査対象として選出されたものに「二次審査対象に関する通知」を行う。また、二次審査対象に選出されなかったものについては、その旨の書面にて通知する。

(2) 二次審査

ア 審査方法

二次審査対象の者について、以下の方法により、熊谷市企業誘致セミナー運営業務に関する提案競争を実施し、「熊谷市企業誘致セミナー運営業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」がプレゼンテーション及び質疑応答により審査を行う。

(ア) 日時

令和7年7月18日（金）（予定）

(イ) 場所

熊谷市宮町二丁目47番地1

熊谷市役所701会議室（予定）

(ウ) 持ち時間

各者30分以内（準備5分、説明15分以内、委員か

らの質疑10分以内)

なお、パソコン等を用いて投影する場合は、事前に企業活動支援課へ連絡すること。その場合、パソコンは各自で持ち込むものとし、スクリーン、プロジェクター、及びレーザーポインターは市で用意する。

(エ)内容

提案書の内容について原則として、提案書類に記載されている提案責任者が説明を行い、審査委員会委員が行う質問に対する回答は、提案責任者以外でも可能とする。

(オ)その他

特別な理由なく開始時刻に遅れた場合は失格とする。

また、審査当日の資料は、事前に提出した提出書類のみ使用する。

イ 評価方法

次の通り評価採点し、契約候補者を特定する。

(ア)採点

審査委員会委員が採点し、契約候補者を特定する。

(イ)選定

評価点合計で最高点を得たものを契約候補者として特定する。

なお、最高点を得たものが2者以上ある場合は、業務提案内容の評点が高い者を契約候補者とする。さらに業務提案内容の評点が高点の場合、価格算定金額の最も低い者を契約候補者とする。

ただし、総合評点が満点の6割に満たない場合は、受注候補者及び次点受注者として選定しない(1者のみ応募の場合は、配点表合計点から提案価格点を除いた点数の6割とする。)

(ウ)評価採点基準及び配点表（審査委員会委員1人当たり）

評価採点基準項目	配点
業務の理解度・取組方針	10点
業務実施体制及び遂行能力 【重点評価項目】 <ul style="list-style-type: none">● 2 - (2)の目的達成に資するセミナーと同様の業務実績を豊富に有していること。● 市との円滑な連絡・連携を取ることができる体制を有していること。● セミナー開催後の本市へのフォローアップ体制はあること。	20点
業務提案内容 【重点評価項目】 <ul style="list-style-type: none">● 本市の特性を的確に捉えた上で誘致対象を想定した企画であること。● 集客に関し、オフィス需要喚起に資する独自のネットワークを有していること。また、当該ネットワークを生かした提案であること。	50点
費用（最低提案価格／提案価格）×20点	20点
合計	100点

(エ)評価点の考え方

各審査委員会委員は、評価採点基準項目ごとに、各提案に対し、それぞれの配点を上限とした点数を付す。

なお、提案価格の点数については、上記の算式に各提案価格を代入して得た点数の小数点以下を切り捨てた整数とする。

(オ)プロポーザルの参加資格が無効となる場合

提出書類に虚偽の記載があった場合、参加資格を無効とし、評価採点の対象としない。

10 選定結果

(1) 通知方法

全提案者に対して文書により通知する。

(2) 通知時期

令和7年7月下旬

(3) 選定結果の公表

選定過程の透明性を確保するため、次の事項を市ホームページにおいて公表する。

なお、選定されなかった提案者が1者であった場合は、当該提案者の評価点は公表しない。

ア 契約候補者の名称

イ 全提案者の名称 ※申込順

ウ 全提案者の評価点 ※得点順

エ 契約候補者の選定理由

オ プロポーザル審査委員会委員の氏名及び選任理由

11 契約締結

選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約を締結する。なお、この場合、契約候補者はあらためて見積書を提出するものとする。

12 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、返却しない。

(2) 提出後の追加、修正及び削除は認めない。

(3) 提出された企画提案書は、提出した者に無断でプロポーザル競争に係る事務以外には利用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、熊谷市情報公開条例（平成17年条例第10号）に基づき取り扱うものとする。

(4) 提出された企画提案書は、プロポーザル競争に係る事務に必要な範囲において、複製を行うことがある。

(5) 市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることができる。

(6) 企画提案書の提出は、1者1案とする。

13 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費は全て提出者の負担とする。また、やむを得ない理由によりプロポーザル競争を中止する場合、プロポーザル競争に要した費用について市に請求できないものとする。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加を辞退する旨を記載した書面（様式は任意）を、速やかに企業活動支援課あてに提出するものとする。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示した提出期限、提出先、提出方法、書類作成方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 見積書の金額が、予算額を超過した場合

(5) 知的創造物についての権利等

企画提案書等の著作権及び産業財産権は、提案者に帰属するものとする。

ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等について、市は提案者の許諾を得た上で、特段の対価なく使用（複製、転記又は転写をいう。）できるものとする。

また、企画提案書等において第三者の著作権及び産業財産権の

対象となっているものを使用したことにより生じた責任は、提案者が負うものとする。

14 日程

日程	内容
令和7年7月 1日（火）	実施公告及び参加申込開始
令和7年7月 3日（木）	質問締切
令和7年7月 7日（月）	質問に対する回答
令和7年7月14日（月）	参加申込、提出書類締切
令和7年7月15日（火）	一次審査決定
令和7年7月18日（金）	二次審査（プレゼンテーション）
令和7年7月下旬	選定委員会への報告
令和7年8月上旬	選定結果通知

15 問合せ先

熊谷市産業振興部企業活動支援課

住所：〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1

電話：048-524-1111（内線225）

電子メール：kigyokatsudo [アットマーク]city.kumagaya.lg.jp

※[アットマーク]部分は「@」に置き換えてください。